

Title	対話知能システムの研究開発及び社会実装のための法社会規範の研究
Sub Title	Research and development of communicative intelligence systems and legal/social norms for social implementation
Author	新保, 史生(Shimpo, Fumio) 原田, 伸一郎(Harata, Shinichiro) 長島, 光一(Nagashima, Koichi) 呉羽, 真(Kureha, Makoto)
Publisher	
Publication year	2024
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2023.)
JaLC DOI	
Abstract	(1) 法律を守り、守らせる対話知能ロボットの社会実装のための実証実験の実施、(2) 対話知能ロボットを用いた法令遵守の新たな手法の提案、(3) 法律を守らせるための対話ロボットの動作の検証、(4) 噂話をするロボットにおける情報の取扱いについて研究を実施した。 新たなルールの形成に向けた知見の提示・提言として「法令遵守を促進するロボットの研究開発」と「ロボットを用いた法令遵守の促進」の研究開発を行った。ロボットを利用する際に法令その他の社会規範等のルールを守るという従来からの観点ではなく、ロボットが人間（自然人）に対して法令遵守を求めるためにロボットを利用するという発想の転換に基づく研究を実施した。 The results of this research are, (1) conducting demonstration experiments for the social implementation of interactive intelligent robots that obey and make people obey the law, (2) proposing new methods of law compliance using communicative intelligence robots, (3) verifying the behaviour of interactive robots which make people obey the law, and (4) handling information in a rumour-telling robot. As a presentation and suggestion for the formation of new rules, "Research and Development of Robots to Promote Compliance with Laws and Regulations" and "Promotion of Compliance with Laws and Regulations Using Robots" have been conducted. The research was conducted not from the traditional perspective of researching how to comply with laws, regulations and other rules such as social norms in the operation and use of robots, but based on a shift in thinking in which robots are used to demand legal compliance from humans (natural persons).
Notes	研究種目：新学術領域研究 (研究領域提案型) 研究期間：2019～2023 課題番号：19H05694 研究分野：法学
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_19H05694seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：32612

研究種目：新学術領域研究（研究領域提案型）

研究期間：2019～2023

課題番号：19H05694

研究課題名（和文）対話知能システムの研究開発及び社会実装のための法社会規範の研究

研究課題名（英文）Research and Development of Communicative Intelligence Systems and Legal / Social Norms for Social Implementation

研究代表者

新保 史生 (Shimpo, Fumio)

慶應義塾大学・総合政策学部（藤沢）・教授

研究者番号：20361355

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 73,400,000 円

研究成果の概要（和文）：(1) 法律を守り、守らせる対話知能ロボットの社会実装のための実証実験の実施、(2) 対話知能ロボットを用いた法令遵守の新たな手法の提案、(3) 法律を守らせるための対話ロボットの動作の検証、(4) 噂話をするロボットにおける情報の取扱いについて研究を実施した。新たなルールの形成に向けた知見の提示・提言として「法令遵守を促進するロボットの研究開発」と「ロボットを用いた法令遵守の促進」の研究開発を行った。ロボットを利用する際に法令その他の社会規範等のルールを守るという従来からの観点ではなく、ロボットが人間（自然人）に対して法令遵守を求めるためにロボットを利用するという発想の転換に基づく研究を実施した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

対話メディアの社会実装で生ずる新たな事象への抜本的な対応と社会的受容を目指す上で必須となる倫理・社会制度の新知見を提示した。対話知能及びロボットの研究開発及び社会実装に必要な検討事項についての調査・国内外での議論を総合的に実施した。人間機械共生社会において生じうる法的、倫理的、社会的課題について市民と研究者が話し合う場を創設した。マルチステークホルダーが対等な立場で議論に参加し、ロボットを人間が手本とする社会、ロボットが人間の能力に合わせて能力を調整する関係性など、ロボットと共に生きる社会の新たな価値観を提示し新学術領域としての対話知能学の啓蒙に寄与した。

研究成果の概要（英文）：The results of this research are, (1) conducting demonstration experiments for the social implementation of interactive intelligent robots that obey and make people obey the law, (2) proposing new methods of law compliance using communicative intelligence robots, (3) verifying the behaviour of interactive robots which make people obey the law, and (4) handling information in a rumour-telling robot. As a presentation and suggestion for the formation of new rules, "Research and Development of Robots to Promote Compliance with Laws and Regulations" and "Promotion of Compliance with Laws and Regulations Using Robots" have been conducted. The research was conducted not from the traditional perspective of researching how to comply with laws, regulations and other rules such as social norms in the operation and use of robots, but based on a shift in thinking in which robots are used to demand legal compliance from humans (natural persons).

研究分野：法学

キーワード：対話知能 ロボット ELSI 社会規範 法令遵守 AI

1. 研究開始当初の背景

法律を守ること、つまり、「法令遵守」は誰もが認識していることではある。ロボットを利用する際に、法令遵守その他の社会のルールを守るための研究という当然の観点からの研究にとどまらず、人間（自然人）がそれらを守るためにロボットを利用するという発想の転換に基づく研究を行うことが必要であるという考えが、本研究の実施にあたっての背景にあるとともに研究を計画するにあたっての着想の端緒となっている。

当該背景に基づき、「法令遵守を促進するロボットの研究開発」と「ロボットを用いた法令遵守の促進」により、人間中心や人間を主体としたロボットの利用ではなく、ロボットを主体とするロボット利用の新たな視点からの研究が本研究の目的である。

2. 研究の目的

「A04 人間機械社会規範研究班の研究」は、①「グループ統括、ロボット法の定立（新保史生）」、②「ロボット・AI・キャラクターにおける法と倫理（原田伸一郎）」、③「ロボットの社会実装と民事責任（長島光一）」、④「自律対話システム・ロボットのELSI（呉羽 真）」から成る計画班。⑤「根源的規約主義に基づく新たな対話規範および社会規範とその実装の検討（小山虎）」、⑥「対話知能ロボットにおけるプライバシー権と平等権の保障（加藤 隆之）」、⑦「人・ロボット共生ジェンダー論の展開（野村竜也）」の公募班から構成される。

A04 班の目的は、対話メディアの社会実装で生ずる新たな事象への抜本的な対応と、社会的受容を目指す上で必須となる倫理・社会制度の新知見を提示することにある。

ロボットによる対話メディアの社会実装において生ずる問題への抜本的な対応と、社会的受容を目指す上で必須となる倫理・社会制度の新知見を提示し、その基礎となる新しい社会規範の原則をまとめたロボット法の確立を目指すことが目的である。そのため、社会制度（倫理・社会的受容性）、法制度（法・倫理）、ELSI（Ethical, Legal and Social Issues）の3つの観点から、人間と機械が共生する社会に必要な新しい社会規範に関する研究を実施することを目的とする。

3. 研究の方法

（1）法定通知事項の通知

ロボットによる通知を具体的に実施することが有効であると考えられる場面としては、各種法令に基づいて明示・通知・公表等が義務づけられている重要事項その他の説明、対象者から情報を取得する場合に法律で定められている義務としての通知、対象者がロボットを利用する際に安全利用のために通知すべき事項などがあげられる。これらをロボット自身が行うことで効果的な通知を行うことができるか実証実験において検証を行うことは有効である。

（2）実験に関する説明事項の通知

実証実験に参加するにあたって、そのための説明を行うことが必要であるが、その手続も含めてロボットによる実験参加にあたっての事前の説明事項（実験の目的、手続、制限等）を実施することは効果があると考えられる。具体的な効果としては、回りくどい実験内容の解説を回避しつつ、実験実施にあたって法定の告知や説明義務がある事項を確実に通知することができるとともに、実験実施にあたっての協力を求めるために説明する事項を説明を受けた側が十分理解していることを確認することも可能となる。

（3）日本科学未来館と対話知能学プロジェクトの開催

対話知能学における法令遵守実施手順の策定については、A01-A03 班との連携による具体的な実施事項として、日本科学未来館と対話知能学プロジェクトを定期的に開催し、一般の参加者に対話知能学の研究内容の詳細を解説し意見を聴取することで社会的受容性の検討を実施した。各研究班との連携により、日本科学未来館の協力を得てトークイベントを5回開催し、他グループの研究者の研究報告をベースに、法的、倫理的な問題について一般市民を交えた議論を重ねている。加えて、実証実験に参加した市民とシティミーティングを企画した。対話知能学の各グループから研究者が参加し、小学生から大人までの幅広い立場や年齢層の市民と、ロボットと暮らす未来について活発な議論がなされた。



各回におけるシティミーティングを通じた成果としては、ロボットの主観的意見の違和感の原因はなにか、価値観をすり合わせ、ロボットと対話することは可能かという観点からの検討（第 11 回）、人間もロボットに配慮したり気を使うというロボットリテラシーが必要な社会になるかという観点（第 12 回）、技術面だけではなく精神面も併せて AI と「切磋琢磨」することができるといえるかといった話題で一般市民の方々と議論（第 13 回）、社会性による、「見て見ぬふり」の判断が、今後ロボットにも重要であることや一般市民とどんな場面での見て見ぬ振りをロボットにしてほしいか等の議論（第 14 回）など様々な知見を得ることができた。

4. 研究成果

(1) 研究成果の概要

①「ロボット法」について、(1)社会制度（倫理・社会的受容性）、(2)法制度（法令その他の規範）、(3)ELSI の統合（Ethical, Legal and Social Issues の統合）により、「ロボット法」として機械と共生する社会に必要な社会制度の研究を行った。当該研究は、当該学問分野のみならず関連学問分野における研究においても ELSI 課題への対応が可能となる汎用性を有しており、新興技術を活用した研究であって ELSI に係る検討を行う際に貢献するものである。

研究グループ全体としても、具体的な対話知能システムの研究開発及び社会実装のための法社会規範の研究は、「ロボット法」の研究の一翼を担う研究として実施した。「ロボット法」の目的は、ロボットを利用するにあたり支障となる規制、必要な規制の不備（法の欠缺）、ロボットを利用するに伴い生じた法的責任などを、検討するにとどまらず、既存の法体系や法解釈では対応できない、法学の「パラダイムシフト」に対処すべき法制度の整備や法解釈の提示を行うための研究を実施した。

②キャラクターと法については、有体物であるロボット・アンドロイドから、無体物であるキャラクター・CG エージェントまで、サイバー・フィジカル融合社会の進展に伴って登場しつつある新たな主体・人間像に対して、有効な法理論を模索、構築することを目標として研究を実施した。特に、自律型および遠隔操作型ロボット・アバターの人格メルクマール（姿、動き、声など）に関する権利（肖像権等の人格権）について研究を行った。特筆すべき成果としては、VTuber を始めとするバーチャルアバターの人格権に関し、他に先駆けて研究成果を公表し、原田の学説を取り入れた判決が出されるなど社会的成果を残すことができた。

③民事責任については、対話型ロボットが社会に普及するに伴う法的責任について、開発者やメーカーの責任が考えられる一方で、利用者側の対話型ロボットへの危害等による影響も考慮した研究を実施した。ロボットの社会受容のためには事故が発生時の責任の所在を明確にする必要があることから、責任主体を明確にすることで予防的な措置や保険などの対応を検討する礎を築いた。

④自律対話システム・ロボットの ELSI については、日本における自律型対話ロボットを巡る法社会規範の確立に向けて、ロボットを含む人工物に対する日本的な態度の特殊性と優位性を説く「テクノアニミズム論」の検討を中心に、ロボットと文化の関係に関する研究を行った。その成果は、『Contemporary and Applied Philosophy』誌に論文が採録されている。

⑤根源的規約主義に基づく新たな対話規範および社会規範については、暗黙裡の規範に関する違反の解消に注目した対話規範モデルを提示した。

⑥憲法論については、自律型 AI に対する人権（憲法上の権利）の付与の可能性及び妥当性について、人権の本質論や法人への人権付与に関する議論を参考に議論した。

⑦ジェンダー論については、性別付与ロボットが期待される応用領域におけるステークホルダーごとの期待と理由の明確化を行った。

(2) 研究成果としての提言

対話ロボットの社会的受容に必須となる倫理・社会制度の新知見を提示し、新しい社会規範の原則をまとめたロボット法の確立を目指す上での成果については、総務省情報通信法学研究会 AI 分科会(令和元年度第1回)にて、「AI 原則は機能するか?—AI・ロボットを用いることに伴う原則策定の取り組みから法定事項としての位置づけへ—」と題した報告を行った。また、非拘束的な原則やガイドラインから普遍的なルール作りを見据えて、実効性のある法規範に原則を組み込み機能させるべきことを提唱した。

(3) 対話知能システムの研究開発と社会的受容性

本研究の目的は、対話メディアの社会実装で生ずる新たな事象への抜本的な対応と、社会的受容を目指す上で必須となる倫理・社会制度の新知見を提示することにある。

機械と共生する社会の到来を見据えたロボット法研究を行うことで、人間と機械の対話における新しい自律型のメディアの研究開発において検討が必要な課題を解明するとともに、社会への実装にあたって検証及び解決が必要な問題を明らかにすることを主眼としている。研究活動においては、初年度から国際ワークショップとして「対話ロボットの社会実装と法律問題に関するワークショップ」を開催し、アンドロイドを社会に普及させるために必要な検討事項について活発な議論を実施した。

日本科学未来館の協力を得て、YouTube ライブによるトークイベントを17回開催し、2024年1月時点での再生回数は2万5千回を超える。幅広い層の一般参加者により、参加者同士の意見交換も活発になされた。少し先の未来に確実に起こりうる法律問題に光を当て、わかりやすく解説し、さらに様々な立場の人々が考え、意見表明を行う機会を提供することができ、人間機械共生社会における社会規範醸成に必要な研究課題を明らかにすることができた。

(4) 未来館イベントの開催

法律を守り守らせるロボットの社会実装を含めて、ロボットや知能システムと人間との共生社会の形成を進めるにあたり、専門家以外の方々との対話の場を設計し、ともに社会設計をすすめることが重要である。5年間の研究期間において、人間機械社会規範研究班主導で、日本科学未来館(東京、お台場)において、一般の方々との対話イベントを21件開催した。

イベントにおいては、バーチャルキャラに権利は必要か、ロボットと動物の境界はどこか(そもそもあるのか)、ロボット共生と文化にはどのような関係性があるのか、精神医療におけるロボットの利用の状況はどのようなものか、人間同士のコミュニケーションにロボットを交えることはどのような効果があるのか、ロボットによる「共感」をヒトがどのように受け止めるのか、窓口業務を遂行できるロボットやシステムはどのような機能が備わっているべきか、対話ロボットとヒトが親密な関係を築くことはできるのか、アンドロイドが発言しても違和感のない話題はなにか、人間とロボット同士が「察し」あうためにはなにが必要なのか、あらゆるデータを取得できるロボットは「見て見ぬふり」をすることができるのか、ロボットと道具あるいはロボットと人間を分ける要素はあるのか、ロボットはヒトにとっての「心のよりどころ」になれるのか、といった、非常に多岐にわたるテーマにて議論が行われた。

ロボット共生社会における社会規範を検討する際には、上記テーマのように多岐にわたる視点からの検討が必要であり、非専門家との対話を通して、人間とロボットなどの機械・知能システムが共生する社会規範の検討・発信を進めることができたと考えている。

本イベントの多くは、YouTube「MiraikanChannel」にアーカイブされている。

参考文献

- [1]新保史生, 吉川雄一郎, 酒井和紀, 原田伸一郎「法律を守り・守らせるロボットの社会実装に向けた研究」人工知能学会誌 38 巻 5 号 PP. 730-737(2023)。
- [2]原田伸一郎「バーチャル YouTuber の人格権・著作者人格権・実演家人格権」静岡大学情報学研究 26 巻 PP. 53-64(2021)。
- [3]長島光一「ロボットの保護・利用に関する法・倫理・政策」拓殖大学論集・政治・経済・法律研究 24(1) PP. 35-51(2021)。
- [4]呉羽真「日本人とロボット - テクノアニミズム論への批判」Contemporary and Applied Philosophy 13 巻 PP. 62-82(2021)。
- [5]野村竜也「対人不安と Human-Robot Interaction」計測と制御 61 巻 3 号 PP. 214-217(2022)。
- [6]加藤隆之「AI、自律性、法人格 - 序章的考察」法学新報 127 巻 7・8 号 PP. 187-222(2021)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計37件（うち査読付論文 9件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 29件）

1. 著者名 原田 伸一郎	4. 巻 21
2. 論文標題 CGで描かれた人物の実在性および本人特定性 - CG児童ポルノ訴訟とディープフェイク・バーチャルヒューマン技術 -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 情報ネットワーク・ローレビュー	6. 最初と最後の頁 14～27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34374/inlaw.21.0_14	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 原田伸一郎	4. 巻 32
2. 論文標題 バーチャルYouTuberとして活動する者に対する名誉感情侵害を認めた事例	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 原田伸一郎	4. 巻 18
2. 論文標題 キャラクターの名誉権・同一性保持権：キャラディス・キャラ改変からのキャラクターの保護	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 翻訳の文化／文化の翻訳	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 長島光一	4. 巻 221
2. 論文標題 生命保険訴訟における医療診断とその評価についての一考察：保険法と医事法の交錯としての医療診断の扱い	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 生命保険論集	6. 最初と最後の頁 191-220
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 長島 光一	4. 巻 24
2. 論文標題 判例情報を用いた法教育―判例の読み方と法教育への応用―	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 情報処理センター年報	6. 最初と最後の頁 105-127
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 Lauri Cristiana、Shimpo Fumio、Sokolowski Maciej M.	4. 巻 -
2. 論文標題 Artificial intelligence and robotics on the frontlines of the pandemic response: the regulatory models for technology adoption and the development of resilient organisations in smart cities	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Journal of Ambient Intelligence and Humanized Computing	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/s12652-023-04556-2	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 新保 史生	4. 巻 2022年5月号
2. 論文標題 法からみる自動化・自律化の進展と規制・制度整備のあり方	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 運輸と経済	6. 最初と最後の頁 36-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 長島 光一	4. 巻 24(1)
2. 論文標題 ロボットの保護・利用に関する法・倫理・政策	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 拓殖大学論集 政治・経済・法律研究	6. 最初と最後の頁 35-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 呉羽 真	4. 巻 13
2. 論文標題 日本人とロボット --テクノアニミズム論への批判	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Contemporary and Applied Philosophy	6. 最初と最後の頁 62～82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14989/265441	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 新保 史生	4. 巻 9
2. 論文標題 パンデミックとプライバシー・個人情報の保護（後編：プライバシー編）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 62～80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32235/alis.9.0_62	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 新保 史生	4. 巻 36
2. 論文標題 サイバネティック・アバター存在証明 - ロボット・AI・サイバーフィジカル社会に向けたアバター法の幕開け -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 人工知能	6. 最初と最後の頁 570～577
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11517/jjsai.36.5_570	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 新保 史生	4. 巻 2021年8月号
2. 論文標題 EU新AI整合規則提案にみるAI規制戦略の構造・意図とブリュッセル効果の威力	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 101-106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 新保 史生	4. 巻 202
2. 論文標題 個人に関するデータの利活用と保護の境界線 - 個人情報保護の失敗と法執行事例を手がかりに -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 92-102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 新保 史生	4. 巻 109
2. 論文標題 個人情報保護法の令和2年及び3年改正とマーケティング・リサーチ産業における対応	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新情報	6. 最初と最後の頁 60-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 新保 史生	4. 巻 1566
2. 論文標題 図書館における貸出記録・履歴の保存とプライバシー	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 130-135
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 新保 史生	4. 巻 2022年4月号
2. 論文標題 サイバー・フィジカル社会の到来とアバター法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 6-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 Chawla Y., Shimp F., Sokolowski M.M.	4. 巻 25
2. 論文標題 Artificial intelligence and information management in the energy transition of India: lessons from the global IT heart	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Digital Policy, Regulation and Governance	6. 最初と最後の頁 1-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 Fumio Shimp	4. 巻 No.4
2. 論文標題 Pandemics and the Protection of Privacy and Personal Information: Issues with Regard to the Use and Protection of Information on the Basis of Improving Public Health in the Fight Against Infectious Diseases	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Japanese Society and Culture	6. 最初と最後の頁 13/43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 新保史生	4. 巻 70(5)
2. 論文標題 個人情報保護をめぐる環境変化の沿革と法制度の変遷	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 情報の科学と技術	6. 最初と最後の頁 224-230
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18919/jkg.70.5_224	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 新保史生	4. 巻 13(3)
2. 論文標題 自律型致死兵器システム(LAWS)に関するロボット法的視点からの考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 電子情報通信学会 基礎・境界ソサイエティ誌 (Fundamentals Review:FR)	6. 最初と最後の頁 217-230
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1587/essfr.13.3_217	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 新保史生	4. 巻 3(2)
2. 論文標題 A I 原則は機能するか? - 非拘束的原則から普遍的原則への道筋 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 情報通信政策研究	6. 最初と最後の頁 53-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24798/jicp.3.2_53	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 新保史生	4. 巻 2020(7)
2. 論文標題 中小企業における個人情報保護への取り組み	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本政策金融公庫調査月報	6. 最初と最後の頁 36-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 新保史生	4. 巻 62(秋)
2. 論文標題 AIによる自治体の業務改革と行政サービスの充実に向けた検討のあり方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治体法務研究	6. 最初と最後の頁 23-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 Fumio Shimpō	4. 巻 3
2. 論文標題 Legal Accountability Issues Related to the Utilisation of Life-Logs	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 WMSCI 2020 - 24th World Multi-Conference on Systemics, Cybernetics and Informatics, Proceedings	6. 最初と最後の頁 30-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 原田伸一郎	4. 巻 26
2. 論文標題 バーチャルYouTuberの人格権・著作者人格権・実演家人格権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 静岡大学情報学研究	6. 最初と最後の頁 53-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 原田伸一郎	4. 巻 16
2. 論文標題 キャラクター・アダプテーション：マンガ・アニメの実写化に対する拒否反応	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 翻訳の文化／文化の翻訳	6. 最初と最後の頁 35-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 長島光一	4. 巻 34(1)
2. 論文標題 システム開発・システム保守紛争から見た電子カルテの法的課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 帝京法学	6. 最初と最後の頁 191-246
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 長島光一	4. 巻 22
2. 論文標題 法の可視化と情報の伝達のための法教育——学生の創造性を発揮するためのメディアの活用	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 情報処理センター年報（帝京大学）	6. 最初と最後の頁 103-117
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 Shimpo Fumio	4. 巻 vol.1 No.1
2. 論文標題 The Importance of `Smooth` Data Usage and the Protection of Privacy in the Age of AI, the IoT and Autonomous Robots	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Kluwer Law International Global Privacy Law Review	6. 最初と最後の頁 49-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 SHIMPO Fumio	4. 巻 13
2. 論文標題 Lethal Autonomous Weapon Systems (LAWS) Confronting the Robot Law Perspectives	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 IEICE ESS Fundamentals Review	6. 最初と最後の頁 217~230
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1587/essfr.13.3_217	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 新保 史生	4. 巻 第21号
2. 論文標題 地方自治体におけるAI・RPAの利用に伴う業務の効率化への期待と懸念	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 彩の国さいたまづくり広域連合 彩の国さいたまづくり広域連合 政策情報誌「Think-ing」	6. 最初と最後の頁 35-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 新保 史生	4. 巻 第13巻 第3号
2. 論文標題 自律型致死兵器システム(LAWS)に関するロボット法的視点からの考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 電子情報通信学会 電子情報通信学会 基礎・境界サイエティ誌 (Fundamentals Review:FR)	6. 最初と最後の頁 217-230
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 —

1. 著者名 新保 史生	4. 巻 70
2. 論文標題 個人情報保護をめぐる環境変化の沿革と法制度の変遷	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 情報の科学と技術	6. 最初と最後の頁 224～230
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18919/jkg.70.5_224	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 原田伸一郎	4. 巻 15
2. 論文標題 キャラクターの氏名権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 翻訳の文化／文化の翻訳	6. 最初と最後の頁 1-5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 長島光一	4. 巻 122
2. 論文標題 ニセ科学・ニセ医学に対抗するための民事訴訟戦略	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 29-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 長島光一	4. 巻 22(2)
2. 論文標題 環境訴訟における検証の意義	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 拓殖大学論集	6. 最初と最後の頁 163-184
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 長島光一	4. 巻 31(1)
2. 論文標題 民事手続を題材とする法教育―「ふるさとを返せ津島訴訟」との交流から―	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 帝京法学	6. 最初と最後の頁 1-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

〔学会発表〕 計69件（うち招待講演 25件／うち国際学会 10件）

1. 発表者名 原田伸一郎
2. 発表標題 対話システムの発話行為と「表現の自由」：法的規制要因のカテゴライズ
3. 学会等名 2022年度人工知能学会全国大会（第36回）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 原田伸一郎
2. 発表標題 バーチャルYouTuberに対する誹謗中傷：侵害帰属と同定可能性に関する法理論
3. 学会等名 2022年度春季情報通信学会大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 原田伸一郎
2. 発表標題 アバターに関する著作権と人格権
3. 学会等名 日本知財学会20周年記念 コンテンツ・マネジメント分科会連続研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 原田伸一郎
2. 発表標題 メタバースにおけるアバターの法的保護と規律のデザイン
3. 学会等名 日本知的財産協会著作権委員会講演会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 原田伸一郎
2. 発表標題 サイバネティック・アバターとバーチャルYouTuber
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第22回研究大会第6分科会「第8回ロボット法研究会」（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 長島光一
2. 発表標題 「対話型ロボットの言動に対する法的責任－医療現場での実用に向けて－」
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 長島光一
2. 発表標題 「生命保険訴訟における医師の診断の評価のあり方－医事法の観点からの分析－」
3. 学会等名 日本医事法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 長島光一
2. 発表標題 「AI社会を生き抜く法～AIとの共生のために～」
3. 学会等名 2022年度前期まちだ市民大学「くらしに活きる法律」（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 呉羽真
2. 発表標題 ロボットは謝るべきか？
3. 学会等名 応用哲学会第14回年次研究大会，ワークショップ「対話ロボットから考える責任と謝罪」
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 呉羽真
2. 発表標題 ロボットと社会
3. 学会等名 第162回関西公共政策研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 呉羽真
2. 発表標題 日本人とロボット — テクノアニミズム論の疑わしさと危うさ
3. 学会等名 シンポジウム「テクノアニミズム再考」
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 新保史生、栗原佑介、小塚莊一郎、齊藤邦史、曾我部真裕、原田伸一郎、湯淺 壱道
2. 発表標題 サイバネティック・アバターの研究開発と社会実装に向けた課題
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第22回研究大会 第6分科会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Fumio Shimo, Kimie Hatakeyama, Hideyuki Matsumi
2. 発表標題 The Japanese Characteristics of Corporate AI Ethical Principles
3. 学会等名 We Robot 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 法律を守り、守らせるロボットの社会実装に向けた研究をするには？
3. 学会等名 新学術領域「対話知能学」2022年度公開シンポジウム
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Minao KUKITA, Takayuki KANDA, Fumio SHIMPO, Takayuki KATO, Hiroshi ISHIGURO
2. 発表標題 ELSI of the Avatar Symbiotic Society
3. 学会等名 Robophilosophy 2022 - Social Robots in Social Institutions (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 新保史生、村松太郎、松本吉央、熊崎博一、河原達也、吉川雄一郎、加藤隆弘、宮尾益知、高橋英彦
2. 発表標題 ヒューマノイドロボットがもたらす精神科医療の未来
3. 学会等名 第118回日本精神神経学会学術総会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 新保史生、鈴木正朝、曾我部真裕、小向太郎、高野一彦
2. 発表標題 個人情報保護法の改正と大学関係者にとっての課題
3. 学会等名 堀部政男情報法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 長島光一
2. 発表標題 システム開発・システム保守紛争からみた電子カルテの法的課題
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 長島光一
2. 発表標題 AI・ロボット・自動運転をめぐる事故の民事訴訟上の課題
3. 学会等名 情報法制学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 石黒浩, 東中竜一郎, 吉川雄一郎, 杉山弘晃, 新保史生, 原田伸一郎, 呉羽真, 長島光一, 増田到, 三井廣大
2. 発表標題 ロボット共生社会 ～未来のテクノロジーと未来のルール～
3. 学会等名 対話知能学プロジェクト×日本科学未来館 vol.10
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Simon Chesterman, Jules Polonetsky, Clarisse Girot, Sara Jordan, Fumio Shimo, David R. Hardoon
2. 発表標題 Book Discussion 13: We, the Robots? Regulating Artificial Intelligence and the Limits of the Law by Simon Chesterman
3. 学会等名 The FPF Privacy Book Club (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 新保史生
2. 発表標題 EUにおけるAI政策の構造と今後の展開
3. 学会等名 第5回EAJフォーラム2022 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 杉山 弘晃、石黒浩、新保史生、増田 到
2. 発表標題 対話ロボットと私たちは親密な関係を築くことができるか？
3. 学会等名 対話知能学プロジェクト×日本科学未来館 vol. 9
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Fumio Shimo
2. 発表標題 Effective Data Protection and Security
3. 学会等名 2021 Barun ICT Research & ISACA Korea Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 新保史生、石井 夏生利、久木田 水生、中野 有紀子、湯淺 壘道
2. 発表標題 サイバネティック・アバターの研究開発と社会実装に向けた課題
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第21回研究大会 第B2分科会 「第7回ロボット法研究会」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 AI・ロボットに関する主要な戦略の意義と法的・道徳的観点からの検討
3. 学会等名 Does Robot Have a Soul? - Karel Capek Symposium on the Ethics in Robotics (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 行政のデジタル変革を進めるために ―デジタル改革関連法と課題解決の視点―
3. 学会等名 第1回 Special Lecture and Discussion “The Road to Digital Transformation to Change Society” (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 東中竜一郎、石黒浩、新保史生、三井広大
2. 発表標題 AIスピーカーに‘窓口業務’はできるか。
3. 学会等名 対話知能学プロジェクト×日本科学未来館 vol.8
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 河原達也、石黒浩、新保史生、増田到
2. 発表標題 ロボットがあなたに「共感」してくれたら、うれしいですか？
3. 学会等名 対話知能学プロジェクト×日本科学未来館 vol.7
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Fumio Shimo
2. 発表標題 The Importance of `Smooth` Data Usage and the Protection of Privacy in the Age of AI, the IoT and Autonomous Robots
3. 学会等名 10th Asia Privacy Bridge (APB) Forum hosted by the Barun ICT Research Center of Yonsei University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 サイバネティック・アバターが存在証明 - ロボット/AI/サイバー・フィジカル社会に向けたアバター法の幕開け- 研究開発課題5：アバター法の研究
3. 学会等名 アバター共生社会企業コンソーシアム・アバター社会倫理コンソーシアムキックオフシンポジウム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 新保史生
2. 発表標題 EUのAI整合規則提案 - 新たなAI規制戦略の構造・意図とブリュッセル効果の威力 -
3. 学会等名 JILIS第5回情報法制シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉川雄一郎、石黒浩、新保史生、増田到
2. 発表標題 ロボットがいると、私たちのコミュニケーションはどう変わる？
3. 学会等名 対話知能学プロジェクト×日本科学未来館 vol.6
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 新保史生
2. 発表標題 日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの意義
3. 学会等名 Online Symposium on the occasion of the 5th anniversary of the GDPR（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 熊崎博一、石黒浩、新保史生、三井広大
2. 発表標題 ロボットはヒトの心を診ることができるのか？
3. 学会等名 対話知能学プロジェクト×日本科学未来館 vol.5
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 ミリアン・ウィマー、新保史生、カラペト・ホベルト
2. 発表標題 ブラジルにおける個人情報保護法の施行
3. 学会等名 早稲田大学知的財産法制研究所[RCLIP]セミナー（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 呉羽真,石黒浩,新保史生,三井広大
2. 発表標題 日本人にとって、ロボットはどんな存在なのだろう？
3. 学会等名 対話知能学プロジェクト×日本科学未来館 vol.4
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 石黒浩，河原達也，東中竜一郎，杉山弘晃，新保史生，塩瀬隆之
2. 発表標題 「人間機械社会規範研究グループ」研究概要説明
3. 学会等名 新学術領域 「対話知能学」 シンポジウム
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 ロボット共生社会に向けた法的課題の検証
3. 学会等名 電子情報通信学会 クラウドネットワークロボット研究会（CNR）（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 A I・自律型ロボットの進化に伴う法的課題の総覧
3. 学会等名 日本情報経営学会 「AI人工物の監理」研究プロジェクト研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 AI・ロボットを用いることに伴う「原則」策定の取り組みの現状と課題
3. 学会等名 第4回 AI倫理会議（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石黒浩、新保史生、田中絵麻、藍沢志津
2. 発表標題 新学術領域研究「人間機械共生社会を目指した対話知能システム学」第3回ワークショップ「AI・ロボットと人の共生社会における対話知能学の可能性」
3. 学会等名 世界で進展する超スマート化・日本はどうする？－国家AI戦略の世界動向と人とAIの共生の可能性
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 新型コロナウイルス対策への対話知能学活用の可能性と課題について
3. 学会等名 第2回対話ロボットの社会実装と法律問題に関するワークショップ
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石黒浩, 新保史生
2. 発表標題 知能ロボットと暮らす未来にはどんなルールが必要ですか?—対話知能学プロジェクト×日本科学未来館
3. 学会等名 対話知能学プロジェクト×日本科学未来館
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石黒浩, 新保史生, 原田伸一郎
2. 発表標題 バーチャルなキャラに「権利」は必要?—対話知能学プロジェクト×日本科学未来館
3. 学会等名 対話知能学プロジェクト×日本科学未来館
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新保 史生, 石黒 浩, 河原 達也, 東中 竜一郎, 杉山 弘晃, 野村 竜也, 長島 光一
2. 発表標題 コロナ禍におけるロボット利用
3. 学会等名 新学術領域「対話知能学」2020年度公開シンポジウム
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新保史生, 佐脇紀代志, 穴戸常寿, 大門学, 片山建, 鈴木俊哉, 坂下哲也
2. 発表標題 日米欧三極のイニシアティブによる信頼性が確保された個人データの自由な越境流通の促進に向けて
3. 学会等名 CEATEC 2020 (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Fumio Shimo
2. 発表標題 The Principal Japanese AI and Robot Strategy - Significance and Legal Implications
3. 学会等名 The 3rd International Symposium on Symbiotic Intelligent Systems: “A New Era towards Responsible Robotics and Innovation” (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新保史生,石黒浩,加藤隆之,原田伸一郎,長島 光一
2. 発表標題 対話知能システムの研究開発及び社会実装のための法社会規範の研究
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第20回研究大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Fumio Shimo
2. 発表標題 Legal Accountability Issues Related to the Utilisation of Life-Logs
3. 学会等名 The 24th World Multi-Conference on Systemics, Cybernetics and Informatics: WMSCI 2020C (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 原田伸一郎
2. 発表標題 バーチャルYouTuberの肖像権：CGアバター「肖像」に対する権利
3. 学会等名 2020年度春季情報通信学会大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 原田伸一郎
2. 発表標題 ロボットの数え方：ネットワークロボット・AIシステムの責任単位
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第20回研究大会第6回ロボット法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 原田伸一郎
2. 発表標題 肖像権のマルチモーダル化：アンドロイド・CGアバターの「姿」「動き」「声」の肖像権
3. 学会等名 2020年度秋季情報通信学会大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 原田伸一郎
2. 発表標題 バーチャルキャラクターの人格権：VTuber、あつ森から考える
3. 学会等名 清泉女学院第4回AI倫理会議（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 長島光一
2. 発表標題 ロボットの保護と社会的受容性に向けた法政策
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会「第6回ロボット法研究会」
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 長島光一
2. 発表標題 ロボットの保護・利用に関する法・倫理・政策
3. 学会等名 帝京法学会（学内研究会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 呉羽真
2. 発表標題 日本人とロボット——テクノアニミズム論への批判
3. 学会等名 京都生命倫理研究会2021年度3月例会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 データ移転をめぐる国内外における制度的枠組みの構図
3. 学会等名 日本安全保障貿易学会(JAIST)（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 医療保障におけるイノベーションと AI の活用をめぐる法的課題
3. 学会等名 第25回 医療経済研究機構シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 AI・ロボットの進化に伴う法と倫理の交錯
3. 学会等名 2019年情報ネットワーク法学会研究大会第1分科会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 対話ロボットの社会実装と法律問題
3. 学会等名 新学術領域研究「人間機械共生社会を目指した対話知能システム学」第1回ワークショップ
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 A I と安全保障における新局面 - 自律型兵器の国際的規制に向けた取り組みを中心に -
3. 学会等名 情報法制学会 第3回研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 A I 原則は機能するか？ - AI・ロボットを用いることに伴う原則策定の取り組みから法定事項としての位置づけへ -
3. 学会等名 情報通信法学研究会 A I 分科会(令和元年度第1回)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shimpo Fumio
2. 発表標題 How Should Countries Regulate Privacy?
3. 学会等名 The Center for Law, Innovation and Creativity (CLIC) at Northeastern University School of Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 ロボット共生社会に向けた法的課題の検証
3. 学会等名 電子情報通信学会 クラウドネットワークロボット研究会 (CNR) (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 新保 史生
2. 発表標題 A I・自律型ロボットの進化に伴う法的課題の総覧
3. 学会等名 日本情報経営学会 「AI人工物の監理」研究プロジェクト研究会 (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 原田伸一郎
2. 発表標題 バーチャルYouTuberの人格権および著作者人格権
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第19回研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 長島光一
2. 発表標題 システム開発紛争から見た電子カルテの法的課題
3. 学会等名 日本医事法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 呉羽真
2. 発表標題 コミュニケーションにまつわるロボットの倫理的・社会的問題
3. 学会等名 2019年情報ネットワーク法学会研究大会第1分科会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 北河 隆之、長島 光一	4. 発行年 2022年
2. 出版社 保険毎日新聞社	5. 総ページ数 320
3. 書名 裁判例にみる 自転車事故の損害賠償	

1. 著者名 ジェフ・コセフ、小田嶋由美子、長島光一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 みすず書房	5. 総ページ数 456
3. 書名 ネット企業はなぜ免責されるのか	

〔産業財産権〕

〔その他〕

対話知能学「人間機械共生社会を目指した対話知能システム学」
<https://advance.sfc.keio.ac.jp/>
 対話知能学「人間機械共生社会を目指した対話知能システム学」
<https://advance.sfc.keio.ac.jp/>
 慶應義塾大学研究者情報データベース
https://k-ris.keio.ac.jp/html/100012484_ja.html
 人間機械共生社会を目指した対話知能システム学
<https://www.commu-ai.org/>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	原田 伸一郎 (Harata Shinichiro) (90547944)	静岡大学・情報学部・教授 (13801)	
研究分担者	長島 光一 (Nagashima Koichi) (20787056)	帝京大学・法学部・講師 (32643)	
研究分担者	呉羽 真 (Kureha Makoto) (80750215)	山口大学・国際総合科学部・講師 (15501)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 Communicative Intelligent Systems and Related Legal Issues Workshop	開催年 2019年～2019年
---	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------